

## 令和7年度老人福祉施設整備費補助要綱

|      |              |
|------|--------------|
|      | 6 福祉高施第1946号 |
|      | 令和7年4月1日     |
| 一部改正 | 7 福祉高施第1号    |
|      | 令和7年5月1日     |
| 一部改正 | 7 福祉高施第1259号 |
|      | 令和7年10月15日   |

### 1 目的

この要綱は、区市町村、社会福祉法人等が実施する、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設の整備に要する費用及び介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設の整備に要する費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、老人福祉施設の整備を促進し、もって老人福祉の向上を図ることを目的とする。

### 2 補助対象事業

補助の対象事業は、次の各号のとおりとし、内容は別表1のとおりとする。

#### (1) 事業者整備型

運営事業者が自ら東京都内に以下のアからエまでの施設を整備し、運営する事業

ア 区市町村、社会福祉法人（日本赤十字社を含む。）及び公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置する農業協同組合連合会が、老人福祉法第15条の規定により設置する定員30人以上の特別養護老人ホーム（以下「広域型特養」という。）の整備

イ 区市町村及び社会福祉法人が、老人福祉法第15条の規定により設置する定員30人以上の養護老人ホームの整備

ウ 区市町村、社会福祉法人及び社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条の規定による東京都知事（以下「知事」という。）の許可を受けようとする医療法人が、老人福祉法第15条の規定により設置する定員30人以上の軽費老人ホーム（ケアハウス）で、介護専用型特定施設入居者生活介護の指定を受ける特定施設（以下「介護専用型ケアハウス」という。）の整備

エ 上記アからウまでの施設に併設される老人短期入所施設（以下「併設ショート」という。）の整備

#### (2) オーナー型

土地所有者等が運営事業者に建物を賃貸することを目的に、東京都内に以下のア及びイの施設を整備する事業

ア 老人福祉法第15条の規定により設置する広域型特養の整備

イ 上記アの施設の併設ショートの整備

### 3 暴力団等の排除

次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。

(1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）に該当する者があるもの

### 4 補助対象費用

この補助は、老人福祉施設の整備に必要な施設整備費、この要綱の規定により老人福祉施設へ導入するデジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の選定・活用に関するコンサルティング等経費及び特別な理由により知事が特に必

要と認めた工事費を対象費用とする。ただし、次の各号に掲げる費用は対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収に要する費用。ただし、P F I 事業による買収費用及び広域型特養（併設ショートを含む。）の創設における買取費用は、補助対象とする。
- (3) 既存建物の解体撤去及び仮設建物に要する費用。ただし、改築又は増築整備において必要と認められた工事を除く。
- (4) 職員の宿舎に要する費用
- (5) その他整備費として適当と認められない費用

## 5 補助金交付額

この補助金は、次により算出する。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

- (1) 別表2の第1欄に定める種目のうち主体工事費については、第2欄に定める算定基準により算出した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（ただし、区市町村において総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額とし、社会福祉法人又は医療法人において総事業費からその他の収入額（社会福祉法人にあっては移行時特別積立預金を含む。）を控除した額がこれを下回る場合はその額。以下（3）及び（4）について同じ。）とする。
- (2) 2に掲げる補助対象施設の整備に併せて平成17年10月5日付社援発第1005014号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」のⅡに定める基準（ただし、同通知Ⅱ3（3）については、別表2（付表4）に定めるところによる。）に適合する防災拠点型地域交流スペースの整備を行う場合については、別表2の第1欄に定める主体工事費と地域交流スペース整備費についてそれぞれ第2欄に定める算定基準により算出した額を合計した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額（ただし、区市町村において総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額とし、社会福祉法人又は医療法人において総事業費からその他の収入額（社会福祉法人にあっては移行時特別積立預金を含む。）を控除した額がこれを下回る場合はその額）とする。
- (3) 別表1の2に定める一時移転型改良工事について、別表2の第1欄に定める種目のうち主体工事費については、第2欄に定める算定基準により算出した額と第3欄に定める対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とを比較して少ない方の額とする。
- (4) 別表1の2に定める大規模改修及び大規模改修（空調設備更新）について、別表2の第1欄に定める種目のうち主体工事費の第2欄に定める算定基準により算出した額と、第3欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額とする。
- (5) 2に掲げる補助対象施設の整備（別表1の2に定める創設、改築及び一時移転型改良工事に限る。）に併せて当該老人福祉施設へ導入するデジタル介護機器、次世代介護機器、介護の周辺業務機器等の選定・活用に関するコンサルティング等を導入する場合、別表2（付表11）の第1欄に定める補助対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額（社会福祉法人にあっては寄付金収入額を除く。）を控除した額と、第2欄に定める補助基準額とを比較して少ない方の額に、第3欄に定める補助率を乗じて得た額とする。
- (6) P F I 事業については、別表2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める算定基準により算出した全ての種目の合計額（ただし、2に掲げる複数の補助対象事業の施設を合築して整備している建物を買う場合は、その合計額）と、

補助事業者が支出する当該建物に対する買取価格のうち当該施設整備に係る金額を比較して少ない方の額とする。

- (7) 広域型特養（併設ショートを含む。）の創設における買取りについては、別表2の第1欄に定める種目ごとに、第2欄に定める算定基準により算出した全ての種目の合計額と、補助事業者が支出する当該建物に対する買取価格のうち当該施設整備に係る金額を比較して少ない方の額とする。
- (8) 補助対象事業の対象経費が、国の交付金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付対象事業の対象経費と重複する場合は、原則、上記（1）から（6）までにより算定された額から当該交付金を控除した額を交付額とする。

## 6 補助金の交付及び請求

### (1) 交付申請

この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別紙1）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

### (2) 変更交付申請

交付の決定後の事情変更等により、交付決定の内容を変更しようとする者は、補助金変更交付申請書（別紙2）を別に定める期日までに知事に提出するものとする。

### (3) 交付決定

知事は、交付申請又は変更交付申請のあった事業について適当と認める場合は、7の条件を付して補助金の交付を決定し、当該交付申請又は変更交付申請を行った者に通知する。ただし、交付申請又は変更交付申請のあった事業について適当と認められない場合は、不交付決定を通知することがある。

### (4) 交付時期

この補助金は、請求により事業の出来高に応じ、別表3に定める時期に交付する。

### (5) 実績報告

補助対象事業者は、補助事業が完了したとき、補助事業が予定の期間内に完了しないまま補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき又は補助事業の廃止の承認を受けたときは、その事実があったときから10日以内に補助事業の事業実績報告書（別紙3）を知事に提出しなければならない。

### (6) 補助金の額の確定

知事は、(5)の事業実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを調査し、適合すると認めたときは、当該補助対象事業者に対し、交付すべき補助金の額を確定し、通知する。

### (7) 請求

補助対象事業者が、交付決定を受けた補助金を請求するときは、請求書（別紙4、別紙4-2又は別紙4-3）による。

### (8) 関係書類の管理保管等

補助対象事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。また、補助事業に係る支払領収書については、支払完了後速やかに提示しなければならない。

なお、区市町村においては、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成し、事業完了後5年間保管しておかなければならない。

## 7 補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付する。

(1) 補助金に関する留意事項

ア 補助対象事業者は、別に定める社会福祉施設整備費補助対象法人審査要領、特別養護老人ホーム施設整備費補助審査要領（オーナー型）及び老人福祉施設整備費補助審査基準を遵守しなければならない。

イ 民間補助金との重複禁止

この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄附金配分金又は公益財団法人 J K A 若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付を受けてはならない。

ウ 承認を要する事項

次の（ア）から（ウ）までのいずれかに該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

（ア）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（イ）補助事業の内容のうち、次の①から④までのいずれかを変更しようとするとき。

① 建物の規模又は構造

② 建物等の用途

③ 入所定員、入居定員及び利用定員

④ 工事の内容

A 工期変更を伴う工事

B 工法及び位置の変更を伴う工事

（ウ）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

エ 状況報告等

補助対象事業者は、補助事業の進捗状況について、定期的に報告しなければならない。

また、補助事業の適正を期する必要から報告又は帳簿書類等の提出を求められたときは、適切に対応しなければならない。

オ 事故の報告

補助対象事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由及び遂行の見通し等を速やかに書面により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 財産（建物）の取扱い

ア 財産処分の制限

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

イ 財産の管理義務

補助対象事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ウ 財産処分に伴う収入の納付

補助対象事業者が、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都に納付させることがある。

(3) 契約に関する注意事項

ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止

補助対象事業者のうち区市町村以外の者は、補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から寄付金等の資金の提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

イ 一括下請負の禁止

補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約についても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。

ウ 契約手続の取扱い

補助対象事業者のうち区市町村以外の者が補助事業を行うために締結する契約については、別に定める「老人福祉施設及び介護保険施設の整備費補助等に係る契約手続基準」によること。

(4) 補助の取消し等

ア 事情変更による決定の取消し等

この補助金の交付の決定後、事情変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがある。ただし、補助事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

イ 補助事業の一時停止

この要綱の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これらに従って補助事業を遂行することを命ずることがあり、この命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることがある。

ウ 是正のための措置

6（6）の調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることがあり、この命令により必要な処置をした場合、改めて6（5）の実績報告を行わなければならない。

エ 決定の取消し

（ア）次の①から④までのいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

① 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

② 補助金を他の用途に使用したとき。

③ 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく命令に違反したとき。

④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。

（イ）（ア）の規定は、6（6）により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

オ 補助金の返還

（ア）補助対象事業者は、7（4）エにより補助金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

（イ）補助対象事業者は、6（6）により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、知事の指示するところにより、その補助金を返還しなければならない。

カ 違約加算金

補助対象事業者は、7（4）エにより補助金の交付決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日（補助金が2回以上に分けて交付されている場合は、返還を命ぜられた額に相当する補助金は最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜられた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとする。）から納付の

日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

キ 延滞金

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95%の割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

ク 他の補助金等の一時停止等

補助対象事業者が、補助金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、他に同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納付額とを相殺するものとする。

(5) その他

ア 根抵当権設定の禁止

補助対象事業者は、補助を受けようとする特別養護老人ホームの土地及び建物について、根抵当権を設定しないこと。

イ 消費税仕入控除税額の報告

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助対象事業者は、別紙5により知事に報告しなければならない。

なお、知事に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を都に納付させることがある。

ウ PFI事業における区市町村の補助条件

区市町村がPFI事業において補助事業を行う場合は、次の事項も併せて条件とする。

(ア) 区市町村の補助事業の要綱に、次の条件を明記しなければならない。

① 7(1)ア 民間補助金との重複禁止、7(2)イ 財産の管理義務及び7(3)ア 契約の相手方等からの資金提供の禁止に掲げる条件

② 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等、区市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

③ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、区市町村長の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

④ 区市町村長の承認を受けて財産処分をすることにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を区市町村に納付させることがある。

⑤ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合、補助対象事業者は、別紙5により区市町村長に報告しなければならない。

なお、区市町村長に報告があった場合には、当該仕入控除税額の全部又は一部を区市町村に納付させることがある。

(イ) (ア)により付した条件に基づき、区市町村長が承認又は指示する場合は、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(ウ) 区市町村からの補助を受けた法人等が、区市町村が別に定めた補助事業の要綱に違反したために、区市町村が、その補助金の全部又は一部を取り消した場合には、この補助金の全部又は一部を都に納付させることがある。

(エ) (ア) ④又は⑤による納付があった場合は、その納付額の全部又は一部を

都に納付させることがある。  
(オ) 区市町村が(ア)により付した条件に違反した場合は、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和6年度以前からの継続事業については、事業開始年度（補助事業者に対して都が初回の補助内示を行った年度をいう。以下同じ。）の補助要綱の当該事業に係る規定を適用するものとする。ただし、令和5年度からの継続事業のうち、事業計画、資金計画等を見直し、専門家検討委員会に再付議した案件は令和7年度要綱の別表2付表1から3（ただし、整備区分の増床型改修、ユニット化改修、多床室のためプライバシー保護のための改修、大規模改修、看取り対応改修及び共生型改修を除く。）及び付表7から10を適用する。なお、令和5年度以前の要綱の「高騰加算」は「物価調整額」と読み替える。

附 則 （7福祉高施第1号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則 （7福祉高施第1259号）

- 1 この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

1 補助対象事業及び整備区分

| 対象事業（施設）                                                                                                                                                                                                                                                                        | 整備区分                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員 30 人以上の特別養護老人ホーム</li> <li>・ 上記施設の併設ショート</li> </ul> <p>※ ユニット型を基本とする。多床室については、整備に伴う増加定員数の 3 割以内は、多床室整備も認める。</p> <p>なお、改修型創設及び改築の場合にあっては、3 割を超える多床室整備を認める。</p>                                                                        | <p>創設（買取りを含む。）、改修型創設、増築、改築、ユニット化改修、一時移転型改良工事、多床室のプライバシー保護のための改修、大規模改修、大規模改修（空調設備更新）、増床型改修、看取り対応改修、共生型改修</p> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員 30 人以上の養護老人ホーム</li> <li>・ 上記施設の併設ショート</li> </ul> <p>※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けることを原則とするが、改築、一時移転型改良工事については、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合も認める。</p> <p>※ 大規模改修及び大規模改修（空調設備更新）については、区市町村の長の意見書を受けて知事が特に必要と認める場合に限り、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合も認める。</p> | <p>創設、増築、改築、一時移転型改良工事、大規模改修、大規模改修（空調設備更新）</p>                                                               |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員 30 人以上の介護専用型ケアハウス</li> <li>・ 上記施設の併設ショート</li> </ul> <p>※ ユニット型を基本とする。</p>                                                                                                                                                           | <p>創設、増築</p>                                                                                                |

※ 東京都内（八王子市を除く区域）で整備する事業を対象とする。ただし、看取り対応改修及び共生型改修については、八王子市を含めた東京都内の全区域で整備する事業を対象とする。

※ 改修型創設及び増床型改修については、東京都補助金等交付規則（昭和 37 年東京都規則第 141 号）第 24 条に規定する財産処分の制限が適用されている建物を改修する場合は、補助対象としないものとする。

※ 大規模改修及び大規模改修（空調設備更新）については、民間法人が所有する建物（国又は地方公共団体が設置する施設（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者が管理するものを含む。）を除く。）についてのみ対象とする。

※ 看取り対応改修については、看取り介護加算を既に届出済み、あるいは、今後、届出予定の施設を対象とする。



## 2 施設整備における整備区分ごとの内容

| 整備区分               | 整備内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 創設                 | 新たに施設を整備すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 改修型創設              | 既存建物の躯体工事に及ばない改修工事(壁撤去等)により、施設を整備すること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 増築                 | 既存施設の定員を増員するための増築整備を行うこと。ただし、躯体工事に及ばない屋内改修工事(壁撤去等)を除く。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 改築                 | 既存施設の定員を原則減員しないで、既存施設を取り壊して改築整備を行うこと(移転改築、一部改築を含む。)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| ユニット化改修            | 既存のユニット型以外の特別養護老人ホーム及び併設ショートユニット型個室に転換するため、居住環境等の改善整備を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 一時移転型改良工事          | 全面的な改築に当たらない付表2の内容の工事を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 多床室のプライバシー保護のための改修 | <p>居室環境の質を向上させるため(入所者のプライバシー保護のため)の改修を行うこと。</p> <p>※以下のとおり条件を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に本要綱に基づく補助金及び都の「特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助要綱」に基づく区市町村の補助金を受けて行った工事の該当箇所については、当該工事の竣工後10年以上経過している場合のみ対象とする。</li> <li>・区市町村から譲渡を受けた建物については、譲渡後10年以上経過している場合のみ対象とする。</li> <li>・なお、上記にかかわらず、創設、改修型創設補助金を受けて行った大規模改修(ただし、別表1(付表1)(1)、(2)及び(3)①に限る。)又は多床室のプライバシー保護のための改修工事竣工後10年を経過していない施設は、対象外とする。</li> </ul> |
| 大規模改修              | 既存施設の躯体工事に及ばない付表1の内容の工事を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 大規模改修(空調設備更新)      | 前回の大規模改修補助からの経過期間が10年未満の施設において、法定耐用年数を超えた空調設備を更新する工事を行うこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|         |                                           |
|---------|-------------------------------------------|
| 増床型改修   | 既存施設の定員を増員するために躯体工事に及ばない改修工事により施設を整備すること。 |
| 看取り対応改修 | 看取り及び家族宿泊のためのスペースを確保する改修を行うこと。            |
| 共生型改修   | 既存施設の地域交流スペース等を改修し、共生型スペースを確保すること。        |

別表 1（付表 1）

大規模改修における対象工事

※（1）、（2）及び（3）①については、以下のとおり条件を設ける。

| 区分                                              | 内容                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （1）施設の一部改修                                      | 経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事                                                          |
| （2）施設の付帯設備の改造                                   | 経年劣化により使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、冷暖房設備、消防用設備等付帯設備の改造工事                                                    |
| （3）施設の模様替                                       | ① 入所者の生活環境の改善を目的として行う居室、浴室、食堂等の内部改修工事<br>② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 |
| （4）環境上の条件等により必要となった施設の一部改修                      | ① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備等工事や窓枠改良工事等<br>② アスベストの処理工事及びその後の復旧等に関連する改修工事                                            |
| （5）消防法、建築基準法等関係法令の改正により、新たにその規定に適合させるために必要となる改修 | 消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備                                                          |
| （6）土砂災害等に備えた施設の一部改修等                            | ① 土砂災害等危険区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等<br>② 緊急災害時用の自家発電設備の整備                                                 |

・過去に本要綱に基づく補助金（ユニット化改修は除く。）及び都の「特別養護老人ホーム等看取り対応改修費補助事業補助要綱」に基づく区市町村の補助金を受けて行った工事の該当箇所については、当該工事の竣工後 10 年以上経過している場合のみ対象とする。

・区市町村から譲渡を受けた建物については、譲渡後 10 年以上経過している場合のみ対象とする。

・なお、上記に関わらず、創設、改修型創設補助金を受けて行った大規模改修（ただし、別表 1（付表 1）（1）、（2）及び（3）①に限る。）又は多床室のプライバシー保護のための改修工事竣工後 10 年を経過していない施設は、対象外とする。

別表 1（付表 2）

一時移転型改良工事における対象工事等

| 区分        | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 一時移転型改良工事 | <p>建物構造を残しつつ、建物全体に対して行う間仕切り壁やクロス等の内装、給排水設備や電気設備、外壁等の改良工事（入所者全員の一時移転等が必要な工事規模に限る。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 躯体の解体を含む工事の場合は、別表 1 の 2 に規定する「改築」の対象とする。</li> <li>・ 入所者の一時移転等を伴わない規模の工事であれば、別表 1 の 2 に規定する「大規模改修」の対象とする。</li> <li>・ 7（2）アの規定する財産の処分制限期間については、創設と同様の期間とする。</li> </ul> |

※ 一時移転型改良工事は、創設、改築又は直近の一時移転型改良工事から概ね 30 年程度経過し、老朽度調査により主要部の仕上げ及び設備が老朽化しているものに限る。

※ 「一時移転等」には、当該施設を休止し、当該施設内に入所者がいない状況で実施する場合を含む。

※ 区市町村が設置する建物及び区市町村から譲渡を受けて 10 年未満の建物も対象とする。

別表 2  
算定基準

| 1 種目  | 2 算定基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3 対象経費                                                                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | 島しょ以外の地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 島しょ地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                        |
| 主体工事費 | <p>1 施設の種類ごとに、付表 1 から 3 までは掲げる 1 人当たり基準単価に定員数を乗じて得た額に、付表 5 の促進係数を乗じて得た額。ただし、多床室、養護老人ホーム並びに介護専用型ケアハウスの整備については、同係数は適用しない。</p> <p>ア 併設加算<br/>特別養護老人ホームの整備に併せて、付表 7 に掲げる施設を併設する場合は、付表 7 に定める加算額（500 千円を限度とする。ただし、認知症高齢者グループホームを併設する場合は 700 千円を限度とする。）に定員数（100 名を限度とする。）を乗じて得た額に、付表 5 の促進係数を乗じて得た額を加算する。ただし、多床室の整備については、同係数は適用しない。</p> <p>イ 物価調整額<br/>付表 8 から 10 に掲げる 1 人当たり物価調整額単価に定員数を乗じて得た額を加算する。</p> | <p>1 施設の種類ごとに、付表 1 から 3 までは掲げる 1 人当たり基準単価に定員数を乗じて得た額に、付表 6 の指数を乗じて得た額。</p> <p>ア 併設加算<br/>特別養護老人ホームの整備に併せて、付表 7 に掲げる施設を併設する場合は、付表 7 に定める加算額（500 千円を限度とする。ただし、認知症高齢者グループホームを併設する場合は 700 千円を限度とする。）に定員数（100 名を限度とする。）を乗じて得た額に、付表 6 の指数を乗じて得た額を加算する。</p> <p>イ 物価調整額<br/>付表 8 から 10 に掲げる 1 人当たり物価調整額単価に定員数を乗じて得た額に、付表 6 の指数を乗じて得た額を加算する。</p> | <p>施設の整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費及び工事請負費（対象経費）の 2.6% に相当する額を限度とする。）。ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費及び工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p> |
|       | <p>2 付表 1 及び 2 に掲げる 1 件当たり基準単価</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | <p>2 付表 1 及び 2 に掲げる 1 件当たり基準単価に付表 6 の指数を乗じて得た額</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                        |

|                    |               |    |  |
|--------------------|---------------|----|--|
| 地域交流スペース整備費（防災拠点型） | 付表４に定める補助基準単価 | 同左 |  |
|--------------------|---------------|----|--|

※ 補助対象事業の対象経費が、国の交付金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金の交付対象事業の対象経費と重複する場合は、原則、上表により算定された額から当該交付金を控除した額を交付額とするが、先進的事業支援特例交付金（介護療養型医療施設転換整備計画に係る分）については、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額（ただし、対象経費の実支出額が下回る場合はその額とする。）から当該交付金を控除した額と５（１）及び（２）により算定された額を比較して少ない方の額を交付額とする。

※ 地域交流スペース整備費（防災拠点型）は、補助対象施設の整備に併せて平成１７年１０月５日付社援発第１００５０１４号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉施設等施設整備費における地域福祉の推進等を図るためのスペース（地域交流スペース）の整備について」のⅡに定める基準（ただし、同通知Ⅱ３（３）を除く。）に適合する防災拠点型地域交流スペースの整備を対象とする。

※ 一時移転型改良工事については、併設加算は適用しない。

別表2（付表1）

補助基準単価（特別養護老人ホーム（併設ショートを含む。））

| 整備区分               |                    | 一人当たり<br>整備面積                                   | 基準単価<br>(単位：円) | 適用単位    |
|--------------------|--------------------|-------------------------------------------------|----------------|---------|
| 創設（買取りを含む。）        | ユニット型<br>※促進係数あり   | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 5,000,000      | 定員1人当たり |
|                    | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,500,000      |         |
|                    | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,050,000      |         |
| 増築                 | ユニット型<br>※促進係数あり   | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 5,000,000      |         |
|                    | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,500,000      |         |
|                    |                    | 22 m <sup>2</sup> 以上<br>34.13 m <sup>2</sup> 未満 | 3,600,000      |         |
|                    |                    | 10.65 m <sup>2</sup> 以上<br>22 m <sup>2</sup> 未満 | 2,700,000      |         |
|                    | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,050,000      |         |
| 改築                 | ユニット型              | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 6,000,000      |         |
|                    | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 5,400,000      |         |
|                    | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,860,000      |         |
| 改修型創設              | ユニット型<br>※促進係数あり   | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 3,750,000      |         |
|                    | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 3,375,000      |         |
|                    | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 3,037,000      |         |
| 増床型改修              | ユニット型<br>※促進係数あり   | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 2,500,000      |         |
|                    | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 2,250,000      |         |
|                    | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 2,025,000      |         |
| ユニット化改修            | 多床室からユニット型個室への改修   | なし                                              | 2,500,000      |         |
|                    | 従来型個室からユニット型個室への改修 | なし                                              | 1,250,000      |         |
| 一時移転型改良工事          | ユニット型              | なし                                              | 3,750,000      |         |
|                    | 従来型個室              |                                                 | 3,375,000      |         |
|                    | 多床室                |                                                 | 3,037,000      |         |
| 多床室のプライバシー保護のための改修 | 多床室                | なし                                              | 906,000        |         |
| 大規模改修              |                    | なし                                              | 190,720,000    | 1件当たり   |
| 大規模改修（空調設備更新）      |                    | なし                                              | 70,000,000     |         |
| 看取り対応改修            |                    | なし                                              | 4,500,000      |         |

|       |    |           |  |
|-------|----|-----------|--|
| 共生型改修 | なし | 4,500,000 |  |
|-------|----|-----------|--|

※ 本要綱の規定による一時移転型改良工事の事業開始時点において、東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「特養条例」という。）附則（平成24年東京都条例第40号）及び東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（以下「老福条例」という。）附則（平成24年東京都条例第41号）に規定する経過措置が適用されている施設が、工事完了後も本要綱適用時点の特養条例及び老福条例の基準に適合させず経過措置の適用とする施設の場合は、一時移転型改良工事の基準単価から800,000円を減じた額とする。

別表2（付表2）

補助基準単価（養護老人ホーム（併設ショートを含む。））

| 整備区分              |                  | 一人当たり<br>整備面積          | 基準単価<br>(単位：円) | 適用単位    |
|-------------------|------------------|------------------------|----------------|---------|
| 創設、増築             | 特定施設入居者生活介護の指定あり | 29.2 m <sup>2</sup> 以上 | 5,000,000      | 定員1人当たり |
| 改築                | 特定施設入居者生活介護の指定あり |                        | 6,000,000      |         |
|                   | その他              |                        | 5,160,000      |         |
| 一時移転型<br>改良工事     | 個室               | なし                     | 3,375,000      |         |
|                   | 多床室              |                        | 3,037,000      |         |
| 大規模改修             |                  | なし                     | 190,720,000    | 1件当たり   |
| 大規模改修<br>(空調設備更新) |                  | なし                     | 70,000,000     |         |

別表2（付表3）

補助基準単価（軽費老人ホーム（介護専用型ケアハウス（併設ショートを含む。）））

| 整備区分  |       | 一人当たり<br>整備面積          | 基準単価<br>(単位：円) | 適用単位    |
|-------|-------|------------------------|----------------|---------|
| 創設、増築 | ユニット型 | 39.6 m <sup>2</sup> 以上 | 5,000,000      | 定員1人当たり |



別表 2 (付表 4)

補助基準単価 (地域交流スペース (防災拠点型))

| 種別   | 整備面積                  | 必要な設備                                         | 整備区分        | 基準単価<br>(単位: 円) | 適用単位   |
|------|-----------------------|-----------------------------------------------|-------------|-----------------|--------|
| 大規模型 | 380 m <sup>2</sup> 以上 | 災害時において、要援護者 30 人程度が一時的に避難生活が可能で設備の確保が図られること。 | 創設、増築、改築    | 27,000,000      | 1 件当たり |
|      |                       |                                               | 改修型創設、増床型改修 | 20,250,000      |        |
| 中規模型 | 190 m <sup>2</sup> 以上 | 災害時において、要援護者 15 人程度が一時的に避難生活が可能で設備の確保が図られること。 | 創設、増築、改築    | 9,000,000       |        |
|      |                       |                                               | 改修型創設、増床型改修 | 6,750,000       |        |

別表 2（付表 5）  
促進係数

| 施設種別      | 整備区分              | 整備率別促進係数（島しょを除く。） |      |
|-----------|-------------------|-------------------|------|
|           |                   | 整備率               | 促進係数 |
| 特別養護老人ホーム | 創設、増築、改修型創設、増床型改修 | 1.2%未満            | 1.5  |
|           |                   | 1.2%以上 1.4%未満     | 1.4  |
|           |                   | 1.4%以上 1.6%未満     | 1.3  |
|           |                   | 1.6%以上 1.8%未満     | 1.2  |
|           |                   | 1.8%以上 2%未満       | 1.1  |
|           |                   | 2%以上              | 1.0  |

- ※ 整備率は、施設を整備する区市町村における令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日）の特別養護老人ホームの竣工施設定員数を令和 6 年 1 月の住民基本台帳による 65 歳以上高齢者人口で除して算出する。ただし、老人福祉圏域単位の促進係数が区市町村単位の促進係数を上回る場合には、老人福祉圏域単位の促進係数を適用する。
- ※ 施設を整備する区市町村における令和 7 年度末（令和 8 年 3 月 31 日）の特別養護老人ホームの竣工施設定員見込数を令和 7 年度における第一号被保険者の見込数（当該区市町村が第八期介護保険事業計画において定めた数とする。）で除して算出する整備率が 1.4%未満の場合、上記促進係数に 0.3 を上乘せする。」
- ※ 促進係数の適用については、ユニット型の場合は整備に伴う竣工時に増加する定員数とする。また、従来型個室の場合は整備に伴う竣工時に増加する定員数の 3 割以内とし、多床室を併せて整備する場合は、本要綱の規定による多床室整備数を、従来型個室の促進係数適用数から除外する。

別表 2（付表 6）  
島しょ工事費指数

| 場 所    | 指 数  |
|--------|------|
| 大島     | 1.25 |
| 利島     | 1.60 |
| 新島     | 1.50 |
| 式根島    |      |
| 神津島    |      |
| 三宅島    |      |
| 御蔵島    |      |
| 八丈島    | 1.61 |
| 小笠原 父島 | 2.21 |
| 小笠原 母島 |      |

別表 2 (付表 7)  
併設加算

| 施設種別      | 整備区分                 | 対象施設                | 加算額<br>(単位:円) |
|-----------|----------------------|---------------------|---------------|
| 特別養護老人ホーム | 創設、増築、改修型創設、改築、増床型改修 | 認知症高齢者グループホーム       | 500,000       |
|           |                      | 看護小規模多機能型居宅介護事業所    | 350,000       |
|           |                      | 小規模多機能型居宅介護事業所      | 300,000       |
|           |                      | 認知症対応型デイサービスセンター    | 100,000       |
|           |                      | 介護予防拠点              | 75,000        |
|           |                      | 訪問看護ステーション          | 50,000        |
|           |                      | 夜間対応型訪問介護事業所        | 50,000        |
|           |                      | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 | 50,000        |
|           |                      | 地域包括支援センター          | 10,000        |

※原則として、同一の設置・運営者による同一区市町村内の移転の場合は対象とならない。

別表 2 (付表 8)

物価調整額単価 (特別養護老人ホーム (併設ショートを含む。))

| 整備区分         |                    | 一人当たり<br>整備面積                                   | 物価調整額<br>単価<br>(単位: 円) | 適用単位          |
|--------------|--------------------|-------------------------------------------------|------------------------|---------------|
| 創設 (買取りを含む。) | ユニット型              | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 6,110,000              | 定員 1 人当<br>たり |
|              | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 5,510,000              |               |
|              | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,950,000              |               |
| 増築           | ユニット型              | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 6,110,000              |               |
|              | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 5,510,000              |               |
|              |                    | 22 m <sup>2</sup> 以上<br>34.13 m <sup>2</sup> 未満 | 4,400,000              |               |
|              |                    | 10.65 m <sup>2</sup> 以上<br>22 m <sup>2</sup> 未満 | 3,300,000              |               |
|              | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,950,000              |               |
| 改築           | ユニット型              | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 7,340,000              |               |
|              | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 6,610,000              |               |
|              | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 5,950,000              |               |
| 改修型創設        | ユニット型              | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 4,590,000              |               |
|              | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 4,125,000              |               |
|              | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 3,713,000              |               |
| 増床型改修        | ユニット型              | 38 m <sup>2</sup> 以上                            | 3,050,000              |               |
|              | 従来型個室              | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 2,750,000              |               |
|              | 多床室                | 34.13 m <sup>2</sup> 以上                         | 2,475,000              |               |
| ユニット化改修      | 多床室からユニット型個室への改修   | なし                                              | 3,050,000              |               |
|              | 従来型個室からユニット型個室への改修 | なし                                              | 1,525,000              |               |
| 一時移転型改良工事    | ユニット型              | なし                                              | 4,590,000              |               |
|              | 従来型個室              |                                                 | 4,125,000              |               |
|              | 多床室                |                                                 | 3,713,000              |               |

別表 2 (付表 9)

物価調整額単価 (養護老人ホーム (併設ショートを含む。))

| 整備区分          |                      | 一人当たり<br>整備面積          | 物価調整額<br>単価<br>(単位：円) | 適用単位          |
|---------------|----------------------|------------------------|-----------------------|---------------|
| 創設、増築         | 特定施設入居者生活<br>介護の指定あり | 29.2 m <sup>2</sup> 以上 | 6,110,000             | 定員 1 人当<br>たり |
| 改築            | 特定施設入居者生活<br>介護の指定あり |                        | 7,340,000             |               |
|               | その他                  |                        | 6,310,000             |               |
| 一時移転型改<br>良工事 | 個室                   | なし                     | 4,125,000             |               |
|               | 多床室                  |                        | 3,713,000             |               |

別表 2 (付表 1 0)

物価調整額単価（軽費老人ホーム（介護専用型ケアハウス（併設ショートを含む。））

| 整備区分  |       | 一人当たり整<br>備面積          | 基準単価<br>(単位：円) | 適用単位          |
|-------|-------|------------------------|----------------|---------------|
| 創設、増築 | ユニット型 | 39.6 m <sup>2</sup> 以上 | 6,110,000      | 定員 1 人当<br>たり |

別表 2 (付表 1 1)

デジタル介護機器等コンサルティング等経費単価

| 1 補助対象経費                                                                | 2 補助基準額                                          | 3 補助率  |
|-------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------|
| デジタル介護機器、次世代介護機<br>器、介護の周辺業務機器等の介護<br>業務支援システムの選定・活用に<br>関するコンサルティング等経費 | 2,000,000 円<br>(1 施設当たり。併設施設がある<br>場合も 1 施設とする。) | 4 分の 3 |

※ 補助対象期間は、事業開始年度の初回の内示を行った日から当該施設開設後 6 か月までとする。

別表 3

## 補助金の交付時期

年度補助事業が完了したとき、補助額の全額を交付する。ただし、年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合は、以下により2回に分けて交付することができる。この場合、第1回目の支払は、交付決定後に出来高を確認の上、交付する。

| 区分                        | 第1回                                                     |                                                                                                                                                            | 第2回          |                         |
|---------------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|-------------------------|
|                           | 交付時期                                                    | 交付額                                                                                                                                                        | 交付時期         | 交付額                     |
| 年度補助額が1億円以上の場合で特に請求があった場合 | 工事出来高（前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。）が契約額の30%以上に達したとき。 | 補助額（前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の各年度の確定額と当該年度の交付決定額の合計額）に工事出来高（前年度以前からの継続事業の場合、当該年度以前の各年度分を含む。）を乗じ、さらに0.9を乗じて得た額（前年度以前からの継続事業の場合、前年度以前の補助額を控除した額）の範囲内で千円未満を切り捨てた額 | 補助事業が完了したとき。 | 補助額から当該年度における既支出額を控除した額 |
| 上記以外の場合                   | 補助事業が完了したとき。                                            | 補助額全額                                                                                                                                                      | —            | —                       |

（注）補助事業の遂行上、特に必要があると認めたときは、交付回数及び交付時期を変更することがある。ただし、その場合における交付額は、上記に準じて算出した額とする。